

亀山市告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井義之

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会
所在地 三重県亀山市羽若町545番地
- 2 指定等に係る事業所の名称、所在地及び事業所番号
 - (1) 指定特定相談支援事業所
名称 亀山市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所
所在地 三重県亀山市若山町7番1号
事業所番号 2430400198
 - (2) 指定障害児相談支援事業所
名称 亀山市社会福祉協議会 指定障害児相談支援事業所
所在地 三重県亀山市若山町7番1号
事業所番号 2470400041
- 3 指定等の年月日
平成28年4月1日
- 4 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
 - (1) 特定相談支援
 - (2) 障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者
特定無し